

簡易郵便局の現状と課題

簡易郵便局は、第二次世界大戦後の荒廃した郵政事業の再建の切り札として、昭和24年、簡易郵便局法の制定により発足したものであり、委託契約により業務運営を行うこととした合理的事業経営のさきがけとなったものである。以来、半世紀をこえる時の変遷の中で、地域の最前線にあって、変わることなくユニバーサルサービスの担い手としての使命を全うしてきた。

しかしながら、平成19年10月郵政民営化が実施され、簡易郵便局も銀行法・保険業法等の一般法の規制下におかれたことから、簡易郵便局の業務運営は、複雑かつ多様な変化を強いられることとなり、この影響は簡易郵便局一時閉鎖の激増を生み、その数は総局数の1割を超える440局に至った。

このまま推移すれば、郵便局ネットワークの破綻を招くことは確実であることから、委託元である郵便局株式会社が中心となって一時閉鎖局の再開等に努めてきたところであるが、今なお280局が閉鎖されたままとなっており、従来のネットワークを回復するまでに至っていない。

簡易郵便局は、直営郵便局がないいわゆる過疎地を中心に設置されていることから、簡易郵便局の存続・発展がない限り、全国くまなく郵便局ネットワークを維持することは困難であるので、その阻害要因となっている次に掲げる諸課題の解決に向けて、当連合会として懸命に取り組んでいるところであるので、各般のご支援をお願いしたい。

1. 受託者の高齢化と後継者不足

簡易郵便局個人受託者の平均年齢は約58歳であり、60歳を超える世代が45パーセントを占めている。

これら高齢受託者を中心として民営化による変化に対応できず受託を断念する者が多数発生したが、後述する簡易郵便局が抱える固有の問題がネックとなって後継者がなく、やむなく一時閉鎖局とならざるを得ない状況にある。

2. 不足する運営経費

簡易郵便局は委託手数料収入によって局務運営を行っている。従来、委託手数料が極めて少額であったため生計を維持することができないことが廃業の原因となってきたが、平成20年8月、基本額について279,000円（約40%増）に改定され一息ついた感はある。しかしながら、各簡易郵便局においては手数料収入から、補助者雇用費用、局舎維持費、光熱水料、消耗品費等、局務運営に要するすべての費用を負担することとなることから、特に、業務量が多く複数の補助者を雇用しなければならない簡易郵便局においては、賃金や社会保険料の支出に困窮している状況にある。

3. 制限された取扱業務

簡易郵便局で取扱いができる業務は、従来から限定的なものであり、お客様の需要に十分に对应されていない。民営化により取扱業務に自由度が拡大されるものと期待したが、思惑どおりになっていない。

例えば、

- ① ワンストップサービスができない。(簡易郵便局が置かれている地域ほど必要なサービスであると考えられる。)
- ② 国債・投資信託の販売ができない。
- ③ 国庫金の取扱いが、国民年金保険料と交通反則金の受入れのみに限られ、国税・地方税等の受入れができない。
また、全簡易郵便局の3分の2以上は、直接収納ができないいわゆる取次局であり、お客様から納付書等をお預かりし直営郵便局に送付して収納事務を行うもので、払込締切り期日が間近に迫ったものにトラブルが発生している。(3分の1未満の局が、直接収納ができる復々託局である。)
- ④ 殆どの簡易郵便局にATMが設置されていないため、代金決済等のお客様がコンビニ等の利用に流れる。(ATM設置局は48局である。)
- ⑤ 他金融機関への送金業務ができない。
- ⑥ 保険募集代理業を営む簡易郵便局に保険用端末がないため、リアルタイム処理ができない。

4. コンプライアンスに翻弄される業務処理

金融業を営む上は、お客様との関係や業務処理にコンプライアンスが重要であることは言を待たないが、民営化後においては、諸手続や個人情報の処理に当たって、従来になかった執拗なまでにきめ細かさを要求されることとなり、耐え難い緊張感から精神的に大きなダメージを受けたことにより、業務の受託を断念することに繋がった。

5. 自由にできない兼業

従来、自由に兼業を行うことができたが、民営化後は銀行法上、「他業」と位置づけられ、新たな仕事を始めるときは、予め、所管官庁への申請が必要となり、承認が下りなければ開業できない。

6. 複雑すぎる委託契約

旧簡易郵便局委託契約では、1通の委託契約書で事足りたが、民営化を期して、次のとおり最大8通の委託契約書を交わさなければならなくなった。

ア. 郵便局株式会社から再委託或いは再再委託

- ① 郵便窓口業務再委託契約書
- ② 荷物の運送の取扱い再委託契約書
- ③ 銀行代理業務再委託契約書
- ④ 郵便貯金管理業務再再委託契約書
- ⑤ 生命保険契約維持管理業務再委託契約書
- ⑥ 簡易生命保険管理業務再再委託契約書
- ⑦ カタログ販売等業務委託契約書

イ. 株式会社かんぽ生命保険から直接委託(保険業法により再委託禁止)

- ⑧ 生命保険募集委託契約書

7. 長期間を要する開局申請

一時閉鎖の簡易郵便局を再開する場合等で、当該局が貯金を取扱う場合は、予め、所管官庁の許可を受けなければならず、手続きが煩瑣な上、申請してから許可が下りるまでに長期間(2～3か月)を要している。

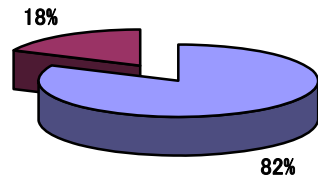
簡易郵便局数の変遷

種別別郵便局数
(平成21年11月末現在)

	局数	構成比
直営局	20,238	82%
簡易局	4,295	18%
合計	24,533	100%

(分室を含む。)

構成比



■直営の郵便局 ■簡易郵便局

年度末簡易郵便局数(一時閉鎖局数)

各年度末	S 24	S 25	S 30	S 40	S 50	S 60	H 01	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	21.11末
簡易局数	482	917	1,237	2,664	3,898	4,388	4,523	4,589	4,579	4,550	4,531	4,501	4,470	4,447	4,410	4,356	4,297	4,293	4,295
一時閉鎖(再掲)							17	44	58	45	51	71	109	162	222	307	438	354	281

